

「わがまち再発見！」

シリーズ 文化財の紹介

島に残る原始林（天然記念物）



手つかずの自然が残る洲藻白嶽原始林

原始林というのは、これまで人の手が加えられることがなく、自然のままの状態が残されてきた森林のことです。日本人は古くから森林資源を利用して生活してきました。木や石、土は建築材料のほか種々の道具類に、動植物は食料にとりかかるとともに樹木は住居の材料として縄文時代から何千年もの間利用されてきました。多くの恵みを与えてくれる森林は、ときに神聖な地として信仰の対象となることがあります。

明治維新の後に国有林となると、林野庁によって伐採の手が入りましたが、祭祀場周辺は免れ、原始林が手つかずで残ったため大正12年（1923）3月7日、国の天然記念物に指定されました。山全体もその後の保護により回復し、森林管理署のもと原生林（）が維持されています。

美津島町では「洲藻白嶽原始林」が「龍良山原始林」と同時期に国指定天然記念物になりました。このほか美津島では紺青岳、豊玉の檳島、峰の神山、上原の御嶽にも原始林が残り、厳原の神崎半島には原生林が広がります。また豊玉の和都美神社と峰の海神社の社叢は北方系や大陸系の植物も見られる自然林で県指定天然記念物になっています。

こういった原始林・原生林が残る山は、いずれも信仰の対象となってきたところで、いまでも地元のみなさんには特別な地として大変大事にされています。地球規模で自然環境の維持が危惧される中、地元だけでなく対馬に住む住民全員で、希有で貴重な原始林を保護し、次の世代に引き継いでいくことが大切ではないでしょうか。そのためにも見学や観光の際にはルールを守

対馬市教育委員会 文化財課
0920(54)2341

って楽しく歩きましょう。

入山の時には、原始林の多くは国有林ですが、国有林に入る際には長崎森林管理署に「国有林野入林申請書兼請書」を提出して許可を取る必要があります。また天然記念物に指定されている場所では、木の枝を折ったり植物を取ったりすると文化財保護法により罰せられます。

【入山許可申請先】

長崎森林管理署厳原上級森林事務所
0920(52)0243
豆酸森林事務所
0920(57)1109
三根森林事務所
0920(83)0059

（）伐採など全く人の手が入らず天然のままの状態を「原始林」、かつて手が入ったものの長い時間をかけて環境が回復したものを「原生林」といいます。



龍良山原始林の
スダジイの木

廃棄物対策課

平成19年度の対馬市の

ごみ（一般廃棄物）排出量と処理費用です。

対馬市民1人、1日あたりのごみ排出量 = 844グラム（昨年度比23グラム減）
平成19年度に対馬クリーンセンターに搬入された一般廃棄物は、1万1,470トン。
平成18年度より618トンの減でした。
（人口は19年度末現在で37,211人、昨年度比で986人減）

対馬市民1人あたりのごみ処理費用 = 2万1,800円（昨年度費1,846円増）
ごみの処理にかかる塵芥処理費は8億1,122万円で昨年度より4,904万円の増でした。

廃棄物対策課

0920(53)6111